

第 8 8 期 中 間 決 算 公 告

平成 1 9 年 1 2 月 2 0 日

大阪府岸和田市宮本町 2 6 番 1 5 号
株式会社 泉 州 銀 行
取締役頭取 吉 田 憲 正

中間貸借対照表 (平成 1 9 年 9 月 3 0 日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	20,298	預 金	1,759,739
買 入 金 銭 債 権	31	譲 渡 性 預 金	28,640
商 品 有 価 証 券	2	コ ー ル マ ネ ー	38,367
有 価 証 券	428,036	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	76,608
貸 出 金	1,572,941	借 用 金	20,962
外 国 為 替	5,038	外 国 為 替	472
そ の 他 資 産	10,899	社 債	20,000
有 形 固 定 資 産	13,816	そ の 他 負 債	10,637
無 形 固 定 資 産	104	賞 与 引 当 金	869
繰 延 税 金 資 産	20,501	退 職 給 付 引 当 金	4,569
支 払 承 諾 見 返	17,564	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	184
貸 倒 引 当 金	13,300	支 払 承 諾	17,564
投 資 損 失 引 当 金	316	負 債 の 部 合 計	1,978,616
		(純資産の部)	
		資 本 金	44,575
		資 本 剰 余 金	3,976
		資 本 準 備 金	3,974
		そ の 他 資 本 剰 余 金	2
		利 益 剰 余 金	42,841
		利 益 準 備 金	2,101
		そ の 他 利 益 剰 余 金	40,740
		繰 越 利 益 剰 余 金	40,740
		自 己 株 式	85
		株 主 資 本 合 計	91,307
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,694
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,694
		純 資 産 の 部 合 計	97,001
資 産 の 部 合 計	2,075,618	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,075,618

中間損益計算書 (平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	27,016
資 金 運 用 収 益	20,848
(うち貸出金利息)	(17,669)
(うち有価証券利息配当金)	(3,100)
役 務 取 引 等 収 益	3,559
そ の 他 業 務 収 益	2,315
そ の 他 経 常 収 益	292
経 常 費 用	21,701
資 金 調 達 費 用	4,651
(うち預金利息)	(3,433)
役 務 取 引 等 費 用	2,124
そ の 他 業 務 費 用	45
営 業 経 費	12,200
そ の 他 経 常 費 用	2,680
経 常 利 益	5,314
特 別 利 益	557
特 別 損 失	11
税 引 前 中 間 純 利 益	5,860
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	175
法 人 税 等 調 整 額	2,557
中 間 純 利 益	3,478

(中間貸借対照表注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年~50年
動産	2年~20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ6百万円減少しております。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,123百万円であります。

9. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異(5,059百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。
15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。)に規定する繰延ヘッジによっております。
16. 消費税及び地方消費税(以下、消費税という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
17. 関係会社の株式(及び出資)総額 7,660 百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 14,929 百万円
19. 有形固定資産の圧縮記帳額 272 百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,456 百万円、延滞債権額は 22,383 百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 297 百万円であります。
 なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,562 百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 35,700 百万円であります。
 なお、20.から 23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,548 百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
- | | |
|-------|-------------|
| 有価証券 | 145,887 百万円 |
| その他資産 | 86 百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-------------|------------|
| 預金 | 1,501 百万円 |
| コールマネー | 12,000 百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 76,608 百万円 |
| 借入金 | 10,900 百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 25,671 百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は 1,302 百万円あります。
26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 10,000 百万円が含まれております。
27. 社債は、劣後特約付社債 20,000 百万円あります。
28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 46,041 百万円あります。

29. 1株当たりの純資産額 196円18銭
30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。31.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	54,595	52,827	1,768
その他	26,000	24,949	1,051
合計	80,595	77,776	2,819

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	18,589	27,409	8,820
債券	182,739	181,762	976
国債	138,713	137,843	870
地方債	10,395	10,369	25
社債	33,630	33,549	80
その他	82,777	83,660	883
合計	284,105	292,833	8,727

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 3,033 百万円を差し引いた額 5,694 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について 390 百万円減損処理を行っております。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該株式の発行会社に係る債務者区分により設定しており、その内容は以下のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先の場合 時価が取得原価を下回っている場合
 要注意先の場合 時価が取得原価を 30% 以上下回っている場合
 正常先の場合 時価が取得原価を 50% 以上下回っている場合

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表 計上額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	7,214
関連法人等株式	180
その他有価証券	
非上場株式	1,145
内国非上場債券	46,066
非上場外国証券	0

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、238,581 百万円であり、このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 236,038 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	7,192	百万円
繰越欠損金	13,129	
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,803	
減価償却費損金算入限度超過額	245	
有価証券評価損損金不算入額	4,103	
その他	1,506	
繰延税金資産小計	27,980	
評価性引当額	4,399	
繰延税金資産合計	23,580	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,033	
その他	45	
繰延税金負債合計	3,078	
繰延税金資産の純額	20,501	

34. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

35. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、11.99%であります。

(中間損益計算書注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 7円53銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 7円23銭
4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,631百万円、株式等償却434百万円、貸出金償却279百万円及び投資損失引当金繰入額279百万円を含んでおります。
5. 「特別利益」は、償却債権取立益557百万円であります。
6. 「特別損失」は、固定資産処分損11百万円であります。

第 8 8 期 中 間 決 算 公 告

平成 1 9 年 1 2 月 2 0 日

大阪府岸和田市宮本町 2 6 番 1 5 号
株式会社 泉 州 銀 行
取締役頭取 吉 田 憲 正

中間連結貸借対照表 (平成 1 9 年 9 月 3 0 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	20,457	預 金	1,758,933
買 入 金 銭 債 権	66	譲 渡 性 預 金	10,700
商 品 有 価 証 券	2	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	38,367
有 価 証 券	420,289	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	76,608
貸 出 金	1,567,198	借 用 金	22,812
外 国 為 替	5,038	外 国 為 替	472
そ の 他 資 産	16,036	社 債	20,000
有 形 固 定 資 産	19,225	そ の 他 負 債	23,828
無 形 固 定 資 産	1,459	賞 与 引 当 金	922
繰 延 税 金 資 産	22,698	退 職 給 付 引 当 金	4,601
支 払 承 諾 見 返	19,170	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	200
貸 倒 引 当 金	19,439	支 払 承 諾	19,170
投 資 損 失 引 当 金	316	負 債 の 部 合 計	1,976,618
		(純資産の部)	
		資 本 金	44,575
		資 本 剰 余 金	3,988
		利 益 剰 余 金	40,550
		自 己 株 式	154
		株 主 資 本 合 計	88,959
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,729
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,729
		少 数 株 主 持 分	580
		純 資 産 の 部 合 計	95,268
資 産 の 部 合 計	2,071,887	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,071,887

中間連結損益計算書 (平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	29,624
資 金 運 用 収 益	20,886
(うち貸出金利息)	(17,695)
(うち有価証券利息配当金)	(3,097)
役 務 取 引 等 収 益	4,639
そ の 他 業 務 収 益	3,729
そ の 他 経 常 収 益	369
経 常 費 用	24,582
資 金 調 達 費 用	4,646
(うち預金利息)	(3,432)
役 務 取 引 等 費 用	954
そ の 他 業 務 費 用	1,704
営 業 経 費	12,370
そ の 他 経 常 費 用	4,905
経 常 利 益	5,041
特 別 利 益	977
特 別 損 失	13
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	6,005
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	110
法 人 税 等 調 整 額	2,344
少 数 株 主 利 益	29
中 間 純 利 益	3,579

また、当中間連結会計期間より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を 5 年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。
7. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。
8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 20,327 百万円であります。

9. 当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11 年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（5,066 百万円）については、15 年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に 12 分の 6 を乗じた額を計上しております。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
13. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。
15. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。）に規定する繰延ヘッジによっております。

16. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

17. 有形固定資産の減価償却累計額 25,545 百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 272 百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,981 百万円、延滞債権額は 23,480 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 297 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,562 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 37,323 百万円であります。

なお、19. から 22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,548 百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 145,887 百万円

その他資産 86 百万円

有形固定資産 662 百万円

無形固定資産 374 百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,501 百万円

コールマネー及び売渡手形 12,000 百万円

債券貸借取引受入担保金 76,608 百万円

借入金 11,850 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 25,671 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 1,334 百万円であります。

25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 10,000 百万円が含まれております。

26. 社債は、劣後特約付社債 20,000 百万円であります。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 45,541 百万円であります。

28. 1 株当たりの純資産額 191 円 25 銭

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」並びに「商品有価証券」が含まれております。30. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	54,595	52,827	1,768
その他	26,000	24,949	1,051
合計	80,595	77,776	2,819

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	18,658	27,582	8,923
債券	182,739	181,762	976
国債	138,713	137,843	870
地方債	10,395	10,369	25
社債	33,630	33,549	80
その他	82,511	83,395	883
合計	283,910	292,740	8,829

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 3,075 百万円を差し引いた額 5,754 百万円のうち少数株主持分相当額 25 百万円を控除した 5,729 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について 390 百万円減損処理を行っております。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該株式の発行会社に係る債務者区分により設定しており、その内容は以下のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先の場合	時価が取得原価を下回っている場合
要注意先の場合	時価が取得原価を 30%以上下回っている場合
正常先の場合	時価が取得原価を 50%以上下回っている場合

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,386
内国非上場債券	45,566
非上場外国証券	0

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、262,823 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 260,280 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

33. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率(国内基準)は、11.92%であります。

(中間連結損益計算書注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 7円76銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 7円45銭
4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,559百万円、貸出金償却1,284百万円、株式等償却434百万円、投資損失引当金繰入額279百万円及び債権譲渡損235百万円を含んでおります。
5. 「特別利益」には、償却債権取立益977百万円を含んでおります。
6. 「特別損失」は、固定資産処分損13百万円であります。